

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

平成21年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(7) 略 <u>(8) 八頭郡八頭町目下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続するすべての用水路</u> <u>(9) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川</u> <u>(10) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(7) 略</p> <p>2及び3 略</p>